

ミナト 消費者だより

港区立消費者センター TEL 03(3456)4159(代)

ネット通販に注意しましょう！



1 お米などの詐欺サイトに注意

事例

お米を購入したいと思いインターネットで検索していたところ、通常よりも安く販売しているサイトがあったので注文し、クレジットカード決済しました。発送連絡は来ましたが商品が届かなかったためサイトに記載されていた事業者の電話番号に電話をしたら、別の事業者につながりました。クレジットカード会社に連絡し、カード番号は変更しましたが、クレジットカード情報や個人情報の流出などが心配です。



！ 注意

お米の価格高騰など消費者の不安につけこむ詐欺サイトに注意が必要です。通常よりも明らかに安い価格で販売されている場合は特に注意しましょう。購入前に、サイトに表示されている事業者の名称、住所、電話番号などの連絡先をインターネットなどで調べて、よく確認しましょう。架空の住所が記載されているなど不審な点があるサイトは利用しないようにしましょう。

詐欺サイトの主な特徴

- ✓ 価格が通常よりも明らかに安い。
- ✓ 人気商品で入手困難な商品なのに「在庫あり」と表示されている場合。
- ✓ 通販サイトのURLが正式名称(大手通販サイトなど)と微妙に異なる。
- ✓ 日本語が不自然な場合。(AI技術の進化により自然な文章もある。)
- ✓ 事業者の住所、電話番号が表示されていない、もしくは疑わしい。
- ✓ 問い合わせフォームやフリーメールでしか連絡がとれない。
- ✓ 支払方法が銀行振込の場合、振込先口座の名義が個人名である。

参考：国民生活センターウェブサイト (https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250520_1.html)

港区立消費者センター

消費生活相談専用電話

TEL 03-3456-6827

〈相談日時〉

月曜～金曜(電話・来所)、土曜(電話のみ)※祝日、年末年始を除く
午前9時30分～午後4時まで

代表電話 TEL 03-3456-4159



港区ホームページ

詳しくは
ホームページを
チェック!
こちら



2 ネット通販の申込み画面であらかじめ入っているチェック☑に注意

事例

ネットでお試し1,000円の健康食品を購入し、コンビニで支払いました。後日同じ商品が届きましたが、2回目は10,000円でした。頼んだ覚えがないので事業者と連絡すると「定期コースで申込みされている。」と言われました。サイトを改めて確認したところ申込み画面の「定期コース」にあらかじめチェックが入っていました。



注意

ネット通販で、オプションなど料金がかかる選択肢にあらかじめチェック☑が入っているサイトがあります。必ず注文確定前に確認しましょう。

ネット通販を利用する際は最終確認画面などで、必ず商品・サービス内容、支払総額、返品・返金（解約方法）など自分が申し込む内容をよく確認しましょう。

特定商取引法では、最終確認画面で販売価格や提供期間などの重要な事項を明確に確認できる表示を義務付けています。誤認させるような表示の場合、申込みを取り消せる可能性があります。契約画面はスクリーンショットで保存しておきましょう。

※ネットに表示された広告画面から通販サイトに誘導される場合もあるので注意しましょう。

参考：国民生活センターウェブサイト (https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen509.html)

訪問販売による点検商法に注意しましょう！



事例

近所で工事中という事業者が訪ねてきて、「お宅の屋根が傷んでいる、後で点検に来る。」と言い、名刺を置いていきました。実際にまだ点検などはされていませんが不安です。

事例

玄関のチャイムが鳴ったので開けてみるとリフォーム会社の社員でした。「無料で点検する」との事だったので家に上げたところ、キッチンのリフォームが必要だと言われ、契約しないと帰ってくれないと思い契約してしまいました。



注意

「無料で点検している」と突然訪問してきて、「このままだと大変なことになる」などと言って不安をあおり、強引に契約を迫る訪問販売による点検商法に注意しましょう。

不具合を捏造する場合もあるので、安易に家に入れないようにしましょう。不安をあおる言動に惑わされず、契約を急かされてもその場で契約しないようにしましょう。

本当に修理などが必要な場合は、複数の事業者から見積りを取り、価格、修理内容などを比較しましょう。



「訪問販売お断りシール」を お配りしています！

玄関や電話機のそばなどにシールを貼っていただき、訪問販売被害の防止にお役立てください。

配布場所など、詳しくは消費者センターにお問い合わせください。
☎03-3456-4159

①訪問販売を望まない方は、玄関などにお貼りください ②電話機の近くなどにお貼りください

すべての訪問販売
お断り!!

消費者の意思を
尊重しない勧誘は、
東京都消費生活条例
で禁止されています。



港区立消費者センター
に相談します

消費者被害に
あわないために

- ①財産や家族情報を教えない
- ②うまい話は、まず疑う
- ③断るときは、ハッキリと「いりません!!」
- ④契約前に家族や公的機関に相談

港区立消費者センター

☎相談専用電話

03-3456-6827

月曜～土曜
午前9時30分～午後4時